

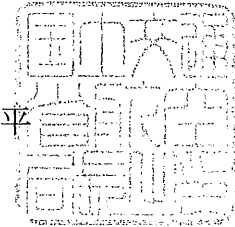


国空航第12号
国空機第8号
平成22年4月6日

スカイマーク株式会社
代表取締役社長 西久保 慎一 殿

国土交通省航空局長

前田 隆平



安全運航体制の確立のための業務改善について(勧告)

今般、航空法第134条に基づき立入検査を実施したところ、下記のとおり、業務の改善が必要な事項が見受けられた。

については、これら事項について、具体的な改善計画書を作成し、本年4月13日までに当局まで提出されたい。

記

1. 安全管理体制について

航空運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めることが求められているが、今般の立入検査において、別紙の第1項のとおり運航安全上に支障を及ぼす可能性のある事象が社内で把握されているにもかかわらず、適切な是正措置が取られていない事案が認められた。これは、貴社の安全管理が十分に機能していないことに起因していると考えられる。

このため、運航及び整備等の現場で把握された運航安全上に支障を及ぼす可能性のある事象が、適切に安全統括管理者に報告され、事業経営の責任者の理解のもとに遅滞なく適切な対策が講じられるよう、安全管理体制の見直しを行うこと。また、安全管理上の問題が継続していた一因として、安全統括管理者が十分に責務を果たしていないことが考えられることから、安全統括管理者の職務について改善を図ること。なお、今後も安全管理上の問題が改善せず、安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、安全統括管理者の解任を命ずることがあることを念のため申し添える。

2. 運航体制について

今般の立入検査において、運航乗務員が操縦室内で写真撮影を行い見張り義務を怠っていた事案や操縦室内での酸素マスクの着用ルールを遵守していなかった事案、また、客室乗務員が客室内保安検査を適切に実施していなかった事案などが確認された。これは、乗務員の安全意識の不足により生じたものと考えられるが、背景として会社による運航乗務員の日常的な技量管理や運航全体にわたる実態の把握が不十分であることに起因していると考えられる。

このため、運航乗務員等に対する教育訓練を拡充するとともに、審査操縦士や管理職の同乗による確認などを充実し、日々の運航実態を的確に把握することで、運航安全上の問題の発生を未然に防止する体制を構築すること。

3. 整備体制について

今般の立入検査において、制限速度の超過等に伴う機体構造点検に関する技術判断及び整備処置が不適切であった事案や定時整備において誤った作業指示がなされた事案が確認された。

このため、最近の定時整備の作業指示及び非定例整備の作業内容について適切性を確認すること。

また、これらの事象は、整備の計画及び実施等に関する管理が不十分であることに起因していると考えられる。このため、整備の計画段階において適切な知識・経験を有する者がその内容及び実施時期の確認を行う体制を構築すること、実施すべき作業に漏れがないことを作業記録により確認できるよう記録方法を改善すること等、整備管理を改善すること。更に、整備従事者に対する教育訓練について、整備マニュアルの内容が確実に理解・実施できるよう充実を図ること。

4. 安全意識の再徹底と個別事案の再発防止策について

今般の立入検査で認められた、別紙の各項に掲げる不適切な事案においては、安全に直結する業務に従事する者の安全意識の不足が認められることから、運航乗務員、客室乗務員及び整備士等及びこれらを指導、監督する者に対し、法令及び規定等の遵守を含め安全意識の再徹底を図るとともに、不安全行動を防止するためのヒューマン・ファクターに係る教育訓練を充実すること。また、個別事案毎に原因を究明するとともに、早急に再発防止策の徹底を図ること。

1. 安全管理関連

- ① 前任客室乗務員以外の客室乗務員に英語力が不足しており、外人運航乗務員との間で意志疎通に支障があった事案があったにもかかわらず、適切な対策が図られていない。
- ② 飛行前に安全情報を乗客に提供する客室安全デモを3名から2名で実施することにしたことから、デモが見えない座席が生じていることが確認されていたが、適切な対策が図られていない。
- ③ この他、現場でヒヤリハット報告により不利益な対応を受ける可能性があるという懸念があることや、報告が有効に活用されていないことから、このような情報が安全推進委員会等の適切な検討の場に報告されていない。

2. 運航関連

- ① 運航乗務員等が操縦室で写真撮影を行い、見張り義務を怠った。
- ② 高々度で一時的に一人操縦となる際、運航乗務員は酸素マスクの着用が必要となるが、マスクを装着しなかった。
- ③ 客室乗務員による客室内保安検査が適切に実施されていなかった。
- ④ 茨城の阿見ポイントを管制指示と異なる高度で通過した。
- ⑤ 着陸空港の進入方式に不慣れなため、不安定な進入着陸があった。
- ⑥ 客室乗務員に対する危険物教育訓練が適切に実施されていなかった。

3. 整備関連

- ① フラップ制限速度の超過に係る機体構造点検が適切に実施されていなかった。
- ② 乱気流に遭遇した後の機体構造点検が適切に実施されていなかった。また、点検作業記録も作成されておらず、確認主任者による確認が適切に実施されていなかった。
- ③ 定例整備において作業計画表の確認が不十分であったため、誤った整備作業の指示がなされた。